

IEEJ NEWSLETTER

No.83

2010.7.28 発行

(月 1 回発行)

財団法人 日本エネルギー経済研究所

IEEJ NEWSLETTER 編集長 専務理事 十市 勉

〒104-0054 東京都中央区勝どき 1-13-1 イヌイビル・カチドキ

TEL: 03-5547-0211 FAX: 03-5547-0223

目次

1. 豊田理事長の就任の挨拶
2. 中国の省エネ目標の達成は可能か
3. 丹波レポート：最近のロシアの対日姿勢を考える
4. 中東ウォッチング：対イラン制裁ラッシュの出現
5. 審議会ハイライト

1. 豊田理事長の就任の挨拶

7月1日付で、当研究所の理事長に就任いたしました豊田でございます。皆さまには日頃より、当研究所への温かいご支援を賜り、誠にありがとうございます。大きく変わりつつあるエネルギー情勢を踏まえつつ、皆さまに、お役に立つよう努めてまいりて所存でございます。前任者の内藤同様、御指導と御鞭撻の程、よろしくお願い申し上げます。就任後初めてのニュース・レターでもございますので、**今後の当研究所のありようについて、抱負めいたものを3点ほど申し上げさせていただきます。**

第1点は、当研究所を、「エネルギー・環境分野における世界トップクラスのシン

クタンク」として育ててまいりたいこととさせていただきます。当研究所は、御案内のように、1966 年に、エネルギー安定供給を図るための需要・供給分析、エネルギー産業の健全な発展の為の分析等を行うために設立されました。皆さまのご支援を得て、本年 6 月以降、45 年目に入ったところとさせていただきます。この間に、エネルギー情勢は大きく、かつ複雑に変化いたしました。小生の自己紹介も兼ねて、俯瞰させていただきます。

まず、1973 年以降 2 回にわたる石油危機があり、1990 年には、湾岸戦争もあり、石油を中心とするエネルギー需給は、緩急を繰り返しました。小生が、旧通商産業省に入省した年、1973 年の秋に、第一次石油危機が起きたわけですが、原油価格が瞬時に、12 ドル/バレルへと 5 倍となりました。日本経済の成長は止まり、銀座の灯は消え、トイレットペーパー買占めに人々が殺到し、春には、革命が起きるのではないかとの声さえ、聞かれました。小生が石油部計画課において、石油製品の標準額の策定や、石油備蓄法成立に参画したのも、その直後とさせていただきます。

1979 年のイラン革命を契機とする第二次石油危機の前後には、原油価格は、24 ドル/バレルへと再び高騰、10 年もしないうちに、石油価格は 100 ドル/バレルを超えるのではないかといわれ、サンシャイン計画、ムーンライト計画などが強力に推進されておりました。小生も、石油代替エネルギー課において、石油代替エネルギー法の執行や、原子力、太陽光発電、省エネルギー技術、石炭液化等の為の予算確保に奔走しておりました。

ところが、1980 年代の半ば、小生が、IEA において石油市場課長を務め 3 年近くなる頃、石油需給は急速に緩み、瞬間的には、10 ドル/バレルを割る 1/3 の水準へ大きく低下致しました。その後、湾岸危機があり、原油価格は、再度 2 倍近く高騰し、37 ドル/バレル水準となり、1990 年代の半ば頃まで、暫くの間エネルギー需給は安定した状況が続きました。この頃は、小生は、APEC の設立や、ウルグアイ・ラウンドの終結、日米自動車交渉などを担当しておりました。

新しい事態が生じたのが、1997 年に合意された京都議定書をめぐる国際交渉でした。小生も、当時の環境立地局の総務課において、EU バブル不公平キャンペーンを張るなど、交渉の指揮をとりました。その後、ポスト京都交渉が開始された頃、小生は、通商政策局長を務めており、2007 年のバリにおけるポスト京都交渉には、

経済産業審議官として参画致しました。

もう一つの新事態が、2001 年の中国の WTO 加盟以降に本格化した中国などアジア経済の急成長です。石油需要は大幅拡大し、2008 年には、石油価格は、140 ドル／バレルを上回る水準に至りました。そして、同年の 9 月には「リーマンショック」が起きて、先進国は疲弊し、中国、インドなどの新興国が、高度成長を続ける時代が始まりました。現時点での、石油価格は、80 ドル／バレルを少し下回るころといった状況です。

このように、エネルギー情勢がめくるめく変転する中、当研究所は、石油を初めとするエネルギー需給の分析と政策提言に努めてきたわけです。地球温暖化の深刻さが強く認識される過去 5 年ほどの間は、温暖化問題への分析にも力を入れており、お陰さまで、エネルギー分野におけるアジア NO.1 のシンクタンクとしての位置づけを得ることができました。今後は、エネルギー問題と温暖化問題は、コインの裏表との位置づけを一層明確にし、両者を一体的にとらえつつ、エネルギー・温暖化問題の分析と政策提言に努め、世界トップクラスのシンクタンクを目指して精進してまいりたいと存じます。

特に、温暖化の議論は、2020 年を超えて、2050 年の世界の温暖化ガス 50%削減目標も踏まえた長期の議論になってきており、そのエネルギー情勢やエネルギー産業へのインパクトも見据えて、短期、中期、長期のエネルギー・温暖化問題への対応分析に力を入れていく所存です。また、もはや、先進国の動向より、新興国の動きが大きなインパクトを持つ時代であり、かつ、産油国ですら原子力や、太陽光に力を入れる時代であることを認識し、これらの新しい動きにも、光を当ててまいりたいと思います。

第 2 は、エネルギー・温暖化問題を、日本経済の発展への突破口にするといった視点を持って分析して参ることです。エネルギー問題と温暖化対策がコインの裏表になったことは、日本経済の試練、日本のエネルギー関連産業の試練ではございますが、飛躍への好機でもございます。先日、政府により発表された新成長戦略における一つの重要な成長産業が、エネルギー・環境産業であることに象徴されています。従って、今や当研究所のミッションは、「温暖化問題への対応」を、如何に、「エネルギーの安

定供給構造の強化」と「エネルギー産業、そして利用産業の国際競争力の強化」、ひいては「日本経済の成長」に資する形にもっていけるかであり、そのプロセスを明らかにすることも重要な一つと考えています。

3E という言葉がございます。御案内のように、energy、economy、environment のバランスの重要性を示した言葉です。当研究所は、3E の Version 2 を提唱していきたく存じます。ポイントは、三要素のバランスを超えて、三要素の融合、すなわちフュージョンのあり方を分析することにあるかと思えます。どのような energy 構造が、温暖化問題、すなわち environment を解決し、かつ競争力、すなわち economy を強化するかという視点、互いの「けん制」を超えて、互いの「補完・補強」の最適解を見つけるものという視点です。そのためには、技術開発の現状と見通し、技術開発・導入促進のための方策、他国の動向と削減目標実現の時間軸、最適なポリシーミックスの在り方等の分析提言が重要と考えています。

第 3 は、当研究所の客観的、中立的、科学的分析力を強化することです。エネルギー・温暖化問題は、各国で、政治的な重要 이슈 となっています。欧米のみならず、豪州、カナダ、中国等新興国においてもしかり、日本も例外ではありません。こうした中で、当研究所に求められるのは、事実に基づく、客観的、中立的、科学的分析です。ミクロの産業分析、技術分析、カントリーリスク分析とマクロの経済分析をドッキングし、タイムリーに政策提言をしていきたいと考えています。

以上を通じ、当研究所を、世界に発信する元気な日本の頭脳集団の一つとしていきたいと思えます。当研究所が、エネルギー・温暖化問題への建設的・実践的な対応を世界に明確に発信していくことが、日本の存在感を高め、皆さまのご期待にも添うことになるのではないかと考えています。皆さまの当研究所へのご支援、御指導を、引き続き頂けますようお願い申しあげて、御挨拶とさせていただきます。

(理事長 豊田 正和)

2. 中国の省エネ目標の達成は可能か

第 11 次 5 ヶ年計画における 20%の省エネ目標 (2005 年比) が達成できるかが注目される中、**中国政府は「省エネ決戦」を制すべく躍起になってきた**。4 月 28 日、温家宝総理が主宰する国務院常務会議で情勢分析と対策検討を行い、5 月 4 日に国務院通達を出した。翌日に全国テレビ電話会議を開き、**温総理は「多大な困難に直面しているが、公約を変えることも、決心が揺らぐことも、対策を弱めることもあり得ない。鉄腕を揮って、目標を達成しなければならない」と号令を掛けた**。

すでに政府は、**省エネ目標や低効率設備の強制廃止目標を地域と事業所別に割り当て、未達成の場合は、所在地域と該当事業グループ全体に対し新規プロジェクトの審査を延期する「審査延期の連座制」や他の業績が良くても、責任者を昇進させないとする人事評価の「一票否決制度」などの「問責措置」を講じている**。また、小型車優遇税制や高効率家電・低燃費自動車の買替え補助金制度なども導入した。

7 月 15 日の国家統計局による最新発表によると、**省エネ率は 2009 年に 15.6%に達したが、リーマンショック後の景気回復過程で、省エネが疎かになり、今年 1-3 月期には GDP 原単位が逆に 3.2%も悪化した**。そのため、国務院は、石炭火力 1000 万 kW を含む**低効率設備の強制廃棄や新規投資に対する省エネ審査の厳格化、「問責措置」の強化など 14 の対策を含む通達を出した**。今年 9 月までに目標の年内達成見通しを総点検し、**達成が困難な地域では、「警報システム」を発動し、セメントや冶金などエネルギー多消費工場の操業を停止させることも辞さない**としている。

このような背景には、中国政府が、温暖化防止の国際枠組み交渉に当たり、「**国内における拘束力のある自主行動目標**」に拘り、先進国が求める削減目標の義務化や計測・報告・検証 (MRV) の受け入れを拒否したことがある。今年の 1 月には、CO2 排出原単位を 2020 年に 2005 年比 40~45%削減の自主目標を国連に提出した。解振華・国家発展改革委員会副主任は、5 月 19 日の全国の省エネ座談会で「**省エネ目標を達成できなければ、我々は国際社会から信頼を失い、国際交渉で大きな圧力を受けるだろう**」と危機感を露にした。「省エネ決戦」には勝利するだろうが、もっと効率よく、持続的に省エネを進めるには何が必要なのか、早急な総括が必要であろう。

(客員研究員、長岡技術科学大学教授 李志東)

3. 丹波レポート：最近のロシアの対日姿勢を考える

この一文を書く積りになった直接の動機は、去る 7 月 2 日にハバロフスクで開催された「ロシア極東とアジア・太平洋地域（以下 AP）諸国との社会・経済分野での発展と協力に関する会議」でのメドベージェフ大統領演説とラブロフ外相の演説が、AP 各国との協力について触れながら「日本」については殆ど全く触れていないことの奇妙さである。どうみても意図的な「日本外し」としか考えられない。

まずメドベージェフ演説は、本件会議の目的は、ロシア極東の発展と AP におけるロシアの影響力の強化であると述べた。具体的には中国、韓国およびモンゴルとの経済関係の発展に触れ、ロシア極東の人口がこの 20 年間で 1/4 が減少し、経済近代化の関係で言えば改革的な生産はロシア経済の 1%位しかないと指摘し、**今や中国やインドが世界経済の成長原動力となっており、ロシアは AP との経済協力を新しいレベルに引き上げる必要がある**と述べている。

またこの為に、ロシア極東は、エネルギー資源の輸出のみでなく、航空機や宇宙分野、銀行、情報などの分野での発展、さらに先進的エネルギー・インフラ、石油精製、石化工業、極東の輸送整備を必要としていると指摘し、シベリア・太平洋間の石油パイプラインの建設が進行していること、昨年 2 月にサハリン 2 プロジェクトから LNG が出荷され始めたことに触れている。さらに**ロシアは、APEC や上海協力機構(SCO)、ASEAN、BRICs などの中でその役割を強化して行くべきである**。18 ヶ月後にはウラジオストックで APEC 首脳会合が開催されるが、これはこの地域のインフラを発展させる絶好の機会であると述べて演説を締めくくった。ちなみに、日本については一切触れていない。

次いで、ラブロフ外相は、AP 各国との具体的協力関係を説明する中で、名指しされた国は、中国、インド、韓国、シンガポール、ベトナム、モンゴル、マレーシア、タイで、次に豪州と NZ、ついでに米国を挙げた。この間、「日本」という言葉が使われたのは AP の定義としてロシア極東、中国東部、**日本列島**、ハワイ、フィリピンなどとした中で一回のみである。さらに問題なのは、演説の最後で、「AP で安全保障上の問題がないとえば、それは誇張である。北朝鮮の核問題、長期に亘る国家間の対立、**領土問題**、テロ問題、大量破壊兵器問題、軍事同盟関係もあり、この関係が強化

されつつあるものもある、ミサイル防衛システムが展開されつつあるところもある」などと述べ、「最後に大統領閣下に想起していただきたいのは、**今年の 9 月 2 日は太平洋戦争終戦の 65 周年に当たることである。正に本日、下院でこの 9 月 2 日を第 2 次大戦終戦の記念日に加えるべしとする法案が審議**されている。極東での戦争終結の日を記念日に加えることは非常に重要である。」と結んでいる。ちなみに、この法案はその後上下両院で採決され、7 月 25 日までに大統領が署名し、正式に成立した。なお、9 月 2 日をロシアの国家的記念日に入れるべしとの要請は、10 年位前からサハリン州を中心に出されていたものである。

ロシアは、08 年 9 月からの世界同時不況の中で主要国の中でも、また BRICs の中でも最も深刻な経済打撃を受け、**屈辱的なモノカルチャー経済**（輸出の 6 割以上が石油、天然ガス）から脱却すべく、**ロシア経済の「近代化」を最重要な政治課題としてきた**。昨年 5 月に大統領自身が委員長となり「**経済近代化委員会**」を発足させ、ロシア版シリコン・バレーと言われるものをモスクワ郊外に本年 2 月に創設し、欧米との間でも協力で合意している。すなわち、EU とは 5 月 31 日～6 月 1 日の EU・ロシア首脳会議、米国とは 6 月 24 日の米露首脳会談で合意されている。

日露間については、6 月のカナダでの G8 首脳会議での管・メドベージェフ会談で**ロシア経済近代化の為の日露協力が合意**されている。実際にも、日露間では LNG プラントをウラジオストックに建設する話が進行中であつたり、4 月に訪日したフリスティンコ産業貿易相と岡田外相との間で「**貿易経済に関する日露政府間委員会**」が開催され、具体的なプロジェクトが議論されたりしているのに、上記 2 つのハバロフスク演説の明らかな「**日本外し**」の意味が分らない。日本外務省の複数の幹部とも議論して問題意識は共有できたが、これだと言った説明は見当たらない。

一昨年、大前研一氏が「ロシア・ショック」という本を出版し、その中で「**日本が北方領土問題などで足踏みをしていると、中国、韓国がシベリア・極東に進出し、日本はおいて行かれる**」という馬鹿げた議論をしていたが、日本は冷戦時代にとっていた政経不可分の立場をとってはいない。ここで重要なことは、**ロシアの「日本外し」作戦に対しておろおろせず、日本は毅然と構えていることである。** (7 月 26 日記)

(顧問・元駐ロシア大使 丹波 實)

4. 中東ウォッチング：対イラン制裁ラッシュの出現

国連安保理は 6 月 9 日、核開発を続けるイランに対する追加経済制裁を規定する決議 1929 を採択した。これを受けて、イランへの厳しい対応を志向してきた西側諸国は、安保理決議の完全履行はもちろんのこと、その枠組みすら超える、独自のイラン制裁の発動に向けて歩み出すことになった。

決議 1929 は、イランの民生部門に悪影響を及ぼす制裁の採択に消極的なロシア及び中国の同意を取りつけるため、数カ月にわたって調整が行われた結果、米英仏独が妥協に応じることを余儀なくされていた。それでも、2006 年 12 月に採択された決議 1737 以来、最も広範囲にわたる包括的な制裁となっており、強制措置としての資産凍結の拡大、通常兵器の禁輸、核燃料施設等の建設の禁止、弾道ミサイル開発の禁止等が盛り込まれた。

この制裁決議には、イラン金融機関とのコルレス契約（国際決済のために金融機関が外国の金融機関と結ぶ為替業務の代行契約）の見直しや公海上の臨検の実施等、各国の自由裁量で適用の採否を判断できる分野も盛り込まれている。モデルとなったのは、昨年、北朝鮮に対して導入された制裁措置であり、より強力な制裁を課すための「有志連合」の形成を安保理決議が容易にするような構造が特徴である。

安保理での事態進展を受けて、米国では、まず財務省が 6 月 14 日、イランに対する資産凍結の拡大を発表した。これに呼応するように、翌日にはオーストラリアが安保理決議下では強制措置の対象に含まれていないメットラット銀行の資産凍結に踏切った。続いてカナダは、イランによるウラン資源や核技術等へのアクセスを規制する独自の措置を導入している。

すでに 3 月の時点で独自のイラン制裁の導入を検討していた EU にも同じような動きが見られる。欧州理事会は、6 月 17 日に石油・天然ガス分野への新規投資の禁止、資産凍結の拡大、貿易保険の適用制限等を含む、広範な独自制裁の導入に合意し、その詳細を 7 月 26 日に開催される外相理事会の場で審議することを求めた。

一方、昨年から「イラン制裁法」(ISA) の強化法案を審議してきた米議会は、上院

と下院のそれぞれの法案の整理を行い、最終的に「包括的イラン制裁法」(CISADA)としてこれを採択した。オバマ大統領は、さっそく 7 月 1 日に同法に署名し、これを以て、特定分野でイランとの通商や投資を行う外国企業に対する二次制裁等を盛り込んだ、新たな制裁体制が発効した。

米国の動きは、二つの質的な変化を伴っている。一つ目は、制裁の目的であるイランによる核開発の放棄をいずれ勝ち取るとしても、大量破壊兵器とはおよそ無縁の石油製品の取引を狙い撃ちするなど、市民生活に対する影響が甚大であることである。この点において、もはや「狙いを絞った制裁」(targeted sanctions)とは言えなくなった。

もう一点は、1996 年の「イラン・リビア制裁法」(ILSA、現 ISA) 制定時に、米国内法の域外適用につながる二次制裁について強い反発を示した欧州諸国や日本が、今回は、同様の性質を持つ CISADA に対して沈黙していることである。これはイラン問題に対する日米欧の隔たりがこの 15 年の間に縮まったことの証左であり、イラン問題を国際社会全体の問題として位置付けることに努めてきたオバマ政権の外交的勝利を意味している。

安保理決議と制裁に強い反発を示してきたイランの側に政策変更が見られない限り、制裁強化の傾向は今後とも続くことになることは明白であり、韓国では主要銀行がイラン金融機関との取引を打切る中、日本も独自制裁の導入に向けた対応を米国から迫られている。

(理事 中東研究センター長 田中 浩一郎)

5. 審議会ハイライト

○産業構造審議会 地球環境小委員会 政策手法 WG (第3回 : 7月23日)

論点整理(案)について、これまでの議論を受けて、「産業界による**自主的手法を主要な政策手法の一つとして位置付けるべき**」「現在行われている排出量取引の国内統合市場の**試行的実施の結果を踏まえて検討することが重要**」「省エネ投資を促進するか、革新的技術の開発に資するかといった**短期・長期の時間軸を踏まえた検討が重要**」といった意見が追加された。

次に、7月実施の欧米現地調査の結果について、欧州では、「**産業界は、コペンハーゲンでボトムアップ型の国際合意が成立したことで、国際情勢及びEU域内の世論が変化したと感じている**」「英国の電力会社は、EUETSの炭素価格を投資の参考には全くしておらず、**政府の長期政策目標を参考にしている**」などの説明があった。米国では、「現在検討中の気候変動法案では、**産業全体を対象とした排出量取引は既に断念され、電力のみを対象とした制度が検討されている**」「電力限定のキャップ&トレード制度では、米国が国際的に表明している2005年比17%削減という排出削減目標には不十分である」「**電力業界は、環境保護庁の裁量で決められる規制よりも、議会での討議を経た制度の方がベターと判断している**」などの説明があった。

調査に参加した委員からは、欧州・米国共に「**炭素税などの他の制度が導入出来なかったため、消去法的に排出量取引制度が導入、あるいは検討されている**」「自らに有利な制度とするために、**産業界から政府に対するロビイングが活発に行われている**」との指摘があった。

なお今後は、「ポリシーミックスに際しては、**それぞれの目的と効果を検証した上で、最適なものを吟味して、整合性を持って組み合わせることが重要**」との基本的な考え方のもと、**新たにタスクフォースを設置して、様々な政策手法(排出量取引制度、環境税、規制的手法、自主的目標設定など)の目的と効果について検討を行うことになった**。委員からはタスクフォースに対して、**政府内での他の検討との整合や各層の負担の明確化に期待する**声も出された。

(地球温暖化政策グループ 主任研究員 柴田 憲)